

片麻痺と軽度知的障害がある生徒への 特別支援学校技能検定における支援

－テーブル拭きにおける道具・手順・時間に関する合理的配慮の事例－

本吉大介¹・原口一行²・坂井弓恵³・四ツ村成美⁴

Reasonable accommodation in special needs education school skill tests for students with mild intellectual disability and hemiplegia

Daisuke Motoyoshi · Kazuyuki Haraguchi · Yumie Sakai · Narumi Yotsumura

1. 問題・目的

①特別支援学校技能検定の概要と意義

X県では特別支援学校技能検定（以下、技能検定とする）を行っている。その目的は知的障害のある特別支援学校高等部生徒の「働く力」を専門的な視点から評価・認定し、実際に就労関係者に見てもらうことで生徒への理解を深め、社会参加や自立につながる力の育成を目指すとともに、雇用の促進を図ることである。また、生徒にとっては対外的な評価を受けられる良い緊張感のある場面であり、学習のモチベーションになると同時に合格によって自信を高められる貴重な機会である。

技能検定は、テーブル拭き、自在ぼうき、水拭きモップ、ダスタークロスの部門があり、それぞれX県ビルメンテナンス協会の評価表に基づいて、受検者の清掃技能について、1級から10級の評価を行う。特別支援学校では、肢体不自由のない知的障害生徒が技能検定を受検することが想定されている。片麻痺などの肢体不自由がある場合には、学校や家庭での日常生活動作を工夫しながら遂行できているとしても、技能検定では基準にあった掃除のやり方を遵守することや制限時間内に清掃を完遂することが求められるため、受検が困難であることが予測されている背景がある。したがって、肢体不自由のある生徒がこの技能検定を受けることはほとんどないのが実際である。

②教育における合理的配慮の観点と本事例の特徴

2016年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において「合理的配慮」とい

う概念が示された。教育における合理的配慮とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものと、文部科学省（2012）は定義している。学校における合理的配慮は（1）教育内容・方法、（2）支援体制、（3）施設・設備の3つの観点が示されているが、その運用については事例が積み重ねられてきている。

本研究で紹介する事例は、軽度の知的障害と左半身の片麻痺がある女子生徒である（以下、Aさんと示す）。Aさんは片麻痺があることによって技能検定の受検を辞退していた。障害の状態を理由に受検を断られるといった差別的な対応があったわけではない。しかしながら、技能検定の内容と自分自身の障害の状態についてAさん自身が鑑みたときに、「自分には難しいかもしれない」と判断し、辞退の意思を示したことによるものであった。それを受け、筆者らはAさんの持つ力と技能検定の内容を考慮すると、工夫次第で受検できるのではないかという可能性を見出したことが本研究の発端である。「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備（文部科学省、2012）」における「合理的配慮の決定に当たっての基本的考え方」の主旨で説明するならば、「一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育」、「自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育」、「自己肯定感を高めていく教育」に関わる発展的課題の解決を試みた事

¹ 熊本大学大学院教育学研究科

² 熊本県立荒尾支援学校

³ 合志市立西合志中学校

⁴ 熊本大学大学院教育学研究科学校教育実践専攻特別支援教育専修

例である。

③片麻痺によって生じた技能検定における障害状態

特別支援学校技能検定は、就労に関わる実践的能力を認定するものであり、時間、道具、手続きなどが明確に定められている。これは、知的障害がある生徒が一定の作業成果を出すための必要スキルが含まれた、ビルメンテナンス協会（2009）によって定められた枠組みである。Aさんの場合には、左半身の片麻痺があるために、定められた枠組みの中での作業が困難な状況にあった。具体的には、テーブル拭きの種目で、タオルを両手で絞ること、短時間でタオルを折りたたむことである。

そこで筆者らが検討した合理的配慮の可能性は、片手で使うことができる道具の開発、片手でできる効率的な作業手順の考案、そして考案された独自の手続きと道具の使い方についての指導であった。

④本研究の目的

本研究では、上記の経緯に基づいて実践された特別支援学校技能検定における合理的配慮の実施と、そこに至るプロセスを詳細に報告する。また、本実践によって得られた成果を踏まえ、自立活動における指導の可能性や、障害がある人の社会参加にむけた特別支援教育の可能性と現状にある課題について考察することが本研究の目的である。

2. 事例の概要

①対象生徒の実態

(1) 障害の状態

対象生徒は特別支援学校高等部3年生の女子生徒である。障害の状態として軽度の知的障害、左半身の麻痺、吃音がある。

(2) 知的発達の状況

口頭での指示を理解することができ、初めての作業はモデルを示しながら指示をするとより理解することができる。学校での指導においては指示は1つずつ伝えるようにしており、メモを取れるようにしたり、理解したか確認した上で次の指示を出すようにしていた。

(3) 社会性

集団への参加は問題なく親しい友人もいる。初対面の人や大勢の人の前では緊張が強くなり吃音が生じる。親しく会話をできるようになるまで時間が必要だが、関係ができてくると穏やかな表情で会話をすることができる。吃音が生じたときにも慌てず、深呼吸をするなど自分のタイミングで話すように心がけている。

(4) 心理面

自分の障害の状態について実直に受けとめている。かつては、活動の準備を早くしたい時に、焦ってイライラすることがあった。現在では身体の麻痺を考慮し、余裕をもって行動できるように本人と教員で理解し合って対応している。意思が強く、チャレンジ精神もあり、今回の技能検定への意欲は高かった。

(5) 左半身の麻痺の状態

左手について、指は握り込んだ状態で、手首は掌屈しており、手のひらが開きにくい状態を掴むことが難しい（図1）。肘や肩の伸展にも制限があり左上肢の挙上の困難があるため、左手の甲に物をのせたり、机の上にある物を小指側の甲で押さえたりといった補助的な使い方をしている。

左足については、左足首の背屈の動きに制限があるため踵が地面に着きにくい。左足で踏ん張りがききにくい実態がある。

(6) 日常生活動作

食事、更衣、衛生管理、移動については左半身の麻痺があるものの工夫を身に着けて自立できている。ダンスやエアロビクス、サッカーなど身体を動かす活動は得意で、体力もあるため高等部1年次の実習では50分間の立ち仕事もできた。一方で、長時間同じ姿



図1 Aさんの麻痺の状態

勢でいたり、運動をしていると肩や腕、指先の痛みが生じるため、本人の訴えに応じて伸ばしたり弛めたりすると痛みが緩和する。

(7) 作業スキル

職場実習ではパン袋作り（シール貼り）、スノーボール作り（厨房作業）を担当した。左手には麻痺があるが、工夫しながら絵の具を使って絵を描いたり、はさみで線に沿って切ったり、ピアノを弾くなど文化的活動を楽しんでいる。

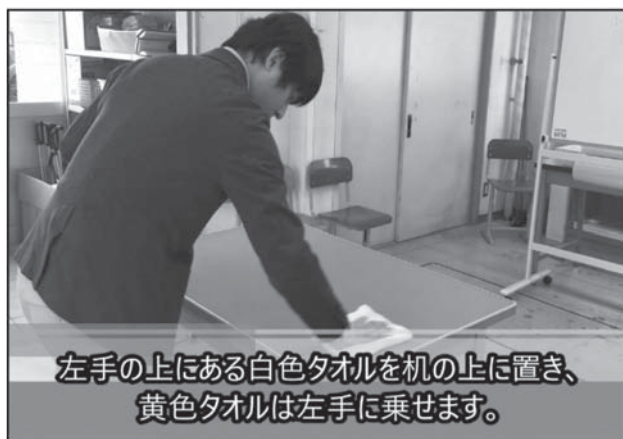
(8) 清掃技能検定受検に至る経緯

高等部2年次においては左半身麻痺のため技能検定の受検は難しいと感じており遠慮していた。高等部3年になり、在籍校の教員より「Aさんの身体の動きを補助する道具を作るから受検してみませんか？」と意思を尋ねると「やってみたいです」と高い意欲を感じさせる回答があった。家族はAさんの身体の動きを補助する道具を活用して技能検定を受けることに了承し、また、教育委員会に対して技能検定における合理的配慮の相談をすることに学校全体からも賛同を得ることができた。

②指導・支援の計画

(1) 指導の概要

右手を中心にテーブル拭きを遂行するためには、典型的な手順や道具とは異なる方法をとる必要があった。そこで筆者らが、片手でタオルを絞れるバケツの開発や左手を使わなくてもできる効率的な道具の使い方やタオルの扱い方などを考案し、手順として定めた。筆者らが考案した手順（タオルたたみ、タオル絞り、タオルの持ち替え、タオル広げ）や効率的に作業を進めるためのポイント（タオルを掴む位置、左手の甲で押さえる場所など）については学校にて直接指導を行った。また、手順について、字幕説明付きの解説ビデオ（図2）を用意し、指導担当の教員に渡して指導の連携を図った。指導の際は、制限時間である5分以



左手の上にある白色タオルを机の上に置き、黄色タオルは左手に乗せます。

図2 字幕説明付きの解説ビデオ

手順	教員によるモデル	Aさん 目標時間
立て看板を移動	1分程度 (準備のタイムは計測されない)	
黄色タオルを移動		
白色タオル移動		
バケツを移動		
「準備ができました」と言う		
①立て看板を立てる	6秒	10秒
②バケツに水を入れる	45秒	1分10秒
③黄色タオルを2回畳む	10秒	25秒
④白色タオルを3回畳む	8秒	25秒
⑤タオルを濡らして棒にひっかけ、(奥から手前に)横に1回折る。		12秒
⑥黄色タオルを絞り、手を拭く。	20秒	18秒
⑦黄色タオルのしわを伸ばし、1回畳む。		10秒
⑧左手の甲の上に白色タオルを乗せ、右手で黄色タオルを持つ	2秒	5秒
⑨「失礼します」と言って入室し、黄色タオルで棒を拭いた後、タオルを裏返し、横方向に中を拭く。	25秒	30秒
⑩左手の上にある白色タオルを机の左上に置く。	1秒	3秒
⑪右手で黄色タオルを持ち、左手の甲の上に乗せる。	2秒	3秒
⑫白色タオルで棒を拭いた後、タオルを裏返し、縦方向に中を拭く。	18秒	30秒
⑬「失礼しました」と言って退室し、黄色タオルと白色タオルを広げて机に置く。	19秒	30秒
⑭立て看板を戻す。	6秒	10秒
⑮中央に行き、「終わりました」と言う。	4秒	10秒
	合計時間	2分46秒 4分51秒

図3 手順・時間の目安シート

内に終わることができるよう、筆者が実際に実技を行った際に要した時間を基にAさんの目標タイムを手順ごとに設定した「手順・時間の目安シート」(図3)を準備し、速さを意識して取り組むようにした。

(2) オリジナルのテーブル拭き手順の考案

技能検定「テーブル拭き」の作業手順は以下の通りである。

- 1) 看板立てと作業開始の挨拶
- 2) ペットボトルからバケツに水を注ぐ
- 3) 2枚のタオルをたたむ
- 4) 1枚のタオルを水につけて絞る
- 5) タオル整えて両手に持つ
- 6) テーブルを拭く
- 7) 片付ける
- 8) 作業終了の挨拶

上記の手順の中で、Aさんの身体の動きに合わせて手順を工夫した箇所を表1に示す。

③片手でタオルを絞れるバケツの開発

テーブル拭きの手順の中で最も工夫を要するのが片手でタオルを絞ることである。理学療法の分野では片手でタオルを絞る方法は一般的に知られている。具体的には、蛇口や取っ手にタオルを掛けてねじる方法である。

筆者らはこの方法に着目し、バケツに強度のある取っ手を取り付けることにした(図4)。特別支援学

校技能検定において規定されているものはポリバケツであるが、取っ手を着ける上で強度と構造上の問題があったため、亜鉛鉄板のバケツ（株式会社尾上製作所、5号）を選択した。取っ手部分はタオルを絞る際に強い力を加えても折れない強度があるが、バケツに着けるうえで溶接などの特別な加工を必要としない材料（株式会社ヤザワコーポレーション、どっちもクリップ A4 タイプ、CLW1）を選択した。バケツへの接合部分を補強するためアルミクランプ（株式会社三共コーポレーション、H&H アルミ C クランプ AL25）を用いた。タオルを絞って強度を確認したが、繰り返しの使用に耐える強度を持った構造で作成することができた。

④合理的配慮の手続き

Aさんが技能検定で右手だけでタオルが絞れるバケツを使用できるよう、学校からX県教育委員会に報告し、使用が認められた。学校で練習を重ねた結果、Aさんは制限時間の5分以内に検定を終えることが難しく、6分程度で終わられる状況であった。そこで、



図4 片手でタオルを絞れるバケツ

学校からX県教育委員会に現状を報告し、制限時間に関する合理的配慮が可能か相談した。その結果、技能検定の実施要項に、すべての受検者について、時間超過した場合でも減点対象としない旨が表記された。

表1 Aさんオリジナルのテーブル拭きの手順

1) 看板立てと作業開始の挨拶	机の上にある看板を右手で持ち、左手を添えて床に立てて広げる。吃音があるため、胸に手を置いて呼吸を整え、合図の発声をする。
2) ペットボトルからバケツに水を注ぐ	ペットボトルの素材について、軽量ボトルの場合には片手で掴むと中の水があふれ出る可能性があるため、 <u>ペットボトルは凹みがあって握りやすく、剛性の高いもの</u> を選択する。 キャップを開ける時には、左手は添えるが、片膝立ち姿勢の両足でペットボトルを挟んで右手で開けるようにする。キャップを閉めるときも同様。
3) 2枚のタオルをたたむ	折りたたむ時に両手で掴んでタオルの端をそろえることができないため、机に広げて置かれたタオルの下端やや左よりを右手で掴み、弱い力でタオルを手前に引き寄せながら両端を合わせる。若干のズレは必ず生じるため、 <u>左手で押さえながら右手で両端を合わせる</u> 。 左に90度回転させ、左手で左端を押さえながら、右手で右端をもって長い辺を折る。もう一度長い辺を折って完成。
4) 1枚のタオルを水につけて絞る	水拭き用の黄色タオルを取っ手より手前から水に浸す。 <u>右手で取っ手の向こう側からタオルを取り出して取っ手に掛ける</u> 。片手で握って絞るやすくするため、 <u>タオルを折って半分の幅にする</u> 。 <u>左手は取っ手に掛かったタオルを押さえ、右手でタオルを絞る</u> 。
5) タオルを整えて両手に持つ	両手それぞれでタオルを掴むことができないため、から拭き用のタオルは左手の甲に置く。
6) テーブルを拭く	テーブルを拭く手順は規定の通り。
7) 片付ける	タオルを広げる時には右手だけで広げられるが、机に広げてシワを伸ばすときに左手をそえる。 看板を右手だけで持ち上げて机の上に置く。
8) 作業終了の挨拶	作業開始の挨拶と同様。

技能検定の当日の関係者連絡会では、実行委員からAさんが使用するバケツについて全体説明があり周知が図られた。

⑤技能検定の結果と新聞への投書

技能検定の当日は、大変緊張した様子であった。あいさつや作業開始の合図の発声では、吃音が生じていたが、自分で呼吸を整えて進行した。緊張があり、丁寧に作業を進めたため作業に要した時間は7分2秒であった。しかしながら、学校での練習通りに正確に作業を進めることができた。検定後、ビルメンテナンス協会の審査員から「よくできていました」とコメントがあり、授与式では、1級の証書を受け取ることができた。授与式後、保護者と一緒に筆者らに対し、「ありがとうございます」と笑顔で言う表情は安堵と達成感に満ちていた。

その後、Aさんは技能検定での体験を新聞（熊本日日新聞、2020）に投書した。内容を以下に示す。

「できる自分」受検通し発見

昨年度、清掃技能検定1級を目指して頑張っていた先輩たちは私の憧れだった。でも、自分1人ではできない。

3年生になってB先生と出会い、「サポートするから挑戦しては？」と勧められた。検定の内容はテーブル拭き。一番不安だった作業はタオル絞らだ。私は小さな頃病気にかかり、左手足に不自由さが残った。でも生活のさまざまなことに自分なりの方法を見つけ、自分1人でできていた。

ただ、両手に力を入れて物を絞るということは1人ではなかなかできなかった。C大学の研究室の方々も支援してくださり道具が完成。練習を重ね、自分1人で雑巾を絞れるようになった。

9人の仲間と、支援道具とともに会場に乗り込んだ。いよいよ私の番。一番気をつけたことはテーブルの拭き。規定通りの拭き方で終わること。絞るときの練習を思い出し、左手も使いながら絞った。終わってみればあつという間だったが、一つ一つの作業は長く感じた。B先生とC大学の方々は涙を流して頑張りをたたえてくれた。

いよいよ結果発表。私は「1級とれるかな？それより合格できるかな」と心はぐちゃぐちゃ。

「Aさん、1級合格おめでとう」

自分1人ではできないことはたくさんあるが、ちょっとのサポートがあるとできる。受検を通し、人と人が支え合って自分らしく生きていけること、それらに感謝すること、そして、さらに新しい自分を見つけることの大切さを学んだ。次はどんな、できる自分になるのか楽しみだ。

3. 考察

①合理的配慮の観点からの考察

本研究の成果を合理的配慮の実現という観点から考察し整理した（表2）。表に示した通り、教育内容・方法、支援体制、施設・設備の幅広い観点からのアプローチであったといえるだろう。

合理的配慮の決定プロセスは、在籍校の教員のアイデアを発端として本人の意思決定をリードする形でスタートした。評価の本質を変えない範囲での、オリジナルの手続き考案を大学が担い、道具の使用と制限時間に関する合理的配慮の申請は学校が行った。今回の合理的配慮の申請は評価の本質を変えないことがないと判断されたため、X県教育委員会及び認定協会においてもスムーズな決定が出されたものと考えられる。

本研究では作業手続きの考案や支援機器の開発、オリジナルな作業方法の指導を教育の側で担ったが、それらの考案は大学の演習授業における問題解決学習（Problem Solving Learning）の一環として行われた。技能検定の規定に精通した教員を中心として、作業手続きの考案に3時間（1.5×2回）、支援機器の考案と開発に4時間（1.5×2回と素材探しの1時間）、作業説明用の映像作成に3時間のおよそ10時間を要している。費用面では支援機器の製作コストは約2500円であり安価に製作が実現している。これらのコストの中で「均衡を失した」又は「過度の」負担と感じられる可能性があるのはオリジナルな方法の開発を誰が担うかということである。具体的には、「規定の方法では難しいのだが、自分は受検の権利があるため方法を考えてほしい」と依頼するのか「規定の方法では難しいのだが、この方法であれば受検できる可能性がある」と学校での学びを基礎にして具体的な代替案を提示できるかという重要な違いに発展する問題である。本事例は特別支援学校在学中の生徒であることから、教員をはじめとする多くの支援者がいる状況である。しかしながら、教員勤務実態調査（文部科学省、2016）の結果から指摘されるような教員の多忙化の問題を踏まえると、多様性を尊重しながら障害の状態に応じた社会参加の在り方について腰を据えて考えることが難しい状況が読み取れる。したがって特別支援教育の理念に沿った教育を充実させるためには、教育課程・授業・教材について最新の情報を集めながらじっくりと研究する時間の確保、あるいは研究機関と協働で問題解決に向かうために必要な時間の確保が必要となるだろう。生徒においては在学時に障害の状態についての理解や支援の必要性、その求め方について教員と共に考え、学ぶことが重要である。時間と情報を確保した

上で、教員が研究することは、障害のある児童生徒の学びの質を高めることに寄与すると考えられる。

②自立活動の観点からの意義

合理的配慮と自立活動のかかわりに関して、学習指導要領（文部科学省 2018）では「自立活動としては、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、幼児児童生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うことが大切である」とされている。技能検定の機会と向き合う中で、Aさんは困難な状況の認識は十分にあるが、改善・克服するために必要となる知識等や主体的に環境や状況を整える態度については学ぶ必要性があった。

自立活動の具体的な指導内容設定時に考慮することとして、「児童又は生徒が、興味をもって主体的に取

り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること」、「個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること」、「個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること」が挙げられている。本研究の取り組みは特定状況における合理的配慮に関する実践ではあるものの、上述の考慮点と照合するならば、自立活動としての学びの意義も有していたと考えられる。環境や状況を周囲の人が整えたという受動的経験であったかもしれないが、Aさんの文章からは成就感や肯定感、環境へのアプローチの重要性を学んでいることがうかがわれる。したがって、ニーズを表明することや工夫をすることで、障害による社会参加の困難

表 2. 合理的配慮の観点からの本研究の成果

1 教育内容・方法	1-1 教育内容	
	1-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	自分の持てる力と障害の状態を理解した上で、自分なりのやり方（知識・技能）を学ぶことや、挑戦してみようとする態度を身に付けられるよう支援した。意思表示と調整によって状況が変わり得るという見通しを体験することにつながった。
	1-1-2 学習内容の変更・調整	本人のニーズを受け、意思表示を支援することによって、学びの本質を変えずに活動方法や評価方法を検討することができた。また一連のプロセスの中で、人との出会いや支え合いの重要性に気づくことができた。
2 支援体制	1-2 教育方法	
	1-2-2 学習機会や体験の確保	技能検定は対外的な評価を受けられる、認定によって自信を高めることができるなど、知的障害がある生徒にとって貴重な学びである。方法の工夫によって生徒の受検の機会を確保することができた。
3 施設・設備	2-1 専門性のある指導体制の整備	生徒の潜在的ニーズを受けとめた在籍校の教員を要として、学校・大学・教育委員会・認定協会の連携体制を構築し、専門性のある指導体制の確保、受検の機会確保が行われた。目標の達成に向けた生徒の主体的な取り組みを支援するための十分な指導・支援体制が築かれていた。
	3-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	学びに必要な支援機器や情報資源（動画教材）を準備することにより、受検の機会確保と同時に、持てる力を活かしながら目標達成に向けた学習に十分取り組むことができた。

状況が変化していくという見通しを持つことにつながったのではないかと考えられる。

6区分27項目との関連性について、学習活動の中心となる区分は「身体の動き（姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること）」と「環境の把握（感覚を統合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること）」であり、場の設定から道具を置く位置や動線を考えること、補助的手段を工夫しながら目的を達成することであった。合理的配慮と自立活動のかかわりに関する観点を考慮するならば、困難な状況を改善・克服しようとする意欲を高めること（心理的な安定）、環境や状況に対する調整の依頼の仕方を学ぶこと（コミュニケーション）も学習のまとまりとして重要であると考えられる。したがって、結果的にAさんの学びとしては「心理的な安定」に関わる事項にも及んでいるが「コミュニケーション」や「人間関係の形成（自己の理解と行動の調整に関すること）」、「健康の保持（障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること）」に関する事項も関連させることによって、より将来に役立つ実際の学びに発展することが見込まれる。

本研究の取り組みは個別性が高い状況を扱った学習であるが、清掃という学校生活で馴染みのある場面と考えることもできる。一方で、オリジナルの手順や道具の使い方について学ぶことや、上述した調整の依頼の仕方については具体的な場面への適応が求められるともいえる。学校の中で実践するならば、知識・技能を習得するための自立活動の授業と、習慣化や成就感の蓄積のために教育活動全体で扱っていく内容として指導計画を立てることが妥当であると考えられる。

③特別支援教育の理念と本実践の関わり

特別支援教育の理念は周知のとおりであるが、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立った時、「自分には難しいかもしれない」と遠慮していたAさんが、やってみようと思える状況を設定できたことが本研究の要であったと考えられる。特にAさんのように知的障害がある場合には、自分自身で問題解決に必要な情報を探すこと、自分自身の障害の状態や必要な支援についての自己認識を深めること、目的の達成に向かったオリジナルな対処方を考えることは容易ではない。Aさんが投書した新聞記事には、「人と人が支え合って自分らしく生きていけること、それらに感謝すること、そして、さらに新しい自分を見つけることの大切さを学んだ。次はどんな、できる自分になるのか楽しみだ」とあるが、ここには自立と社会参加に向けた自分自身に必要なものへの気づきとたくましい主体性を見出すことができる。ここに、本研究での取り組みを通じたAさんの成果の実

感が凝縮されていると言えるだろう。

4. 今後の課題

本研究での取り組みの中でX県の特別支援学校技能検定では生徒の実態に応じた柔軟な評価体制が確保されていることが確認された。これまで何らかの障害の特性によって受検を遠慮していた生徒たちも、障害特性を補い、能力を発揮する方法を考案することができれば、貴重な学びや体験の機会にアクセスすることができるようになって考えられる。技能検定の評価の本質を変えることなく、生徒たちが社会に必要とされる力をそれぞれの生徒らしく学び・発揮できるよう、今後も教育現場と連携しながら個々の実態に応じるための研究・開発を進めていきたい。その領域は、最適化された支援機器や作業手順、それらの指導方法、各種技能検定における合理的配慮と評価の本質との調整、教育機関と研究機関の連携システムなど幅広い。潜在的なニーズと意欲を持った生徒たちのために今後も取り組んでいきたい。

5. 謝辞

本研究に関わる取り組みを行うにあたり、ご理解とご協力いただきましたX県立Y特別支援学校、X県教育委員会、X県ビルメンテナンス協会の関係者の皆様方に感謝申し上げます。そして、誰も体験したことのないチャレンジに意欲的に取り組んだAさん、Aさんを支えたご家族の皆様にも厚く御礼申し上げます。

6. 引用文献

- 文部科学省（2012）中央教育審議会初等中等教育分科会（第80回）配布資料1特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告1、2020年3月5日参照、https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1325887.htm
- 熊本日日新聞（2020）「できる自分」受検通し発見、若者コーナー、熊本日日新聞2020年3月2日朝刊
- 社団法人東京ビルメンテナンス協会（2009）特別支援教育清掃マニュアル
- 文部科学省（2018）教員勤務実態調査（平成28年度）の分析結果及び確定値の公表について（概要）2020年3月6日参照、https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_18_1.pdf
- 文部科学省（2018）特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）